

麻薬を廃棄するとき（第29条、第35条第2項）

麻薬を廃棄する場合は、麻薬の品名、数量及び廃棄の方法について、廃棄前に知事あてに「麻薬廃棄届」を届け出て、県の麻薬担当職員の立会いの下に行わなければなりません。また、麻薬処方せんにより調剤された麻薬については、廃棄後30日以内に知事あてに「調剤済麻薬廃棄届」を届け出なければなりません。

1 廃棄の手続き

(1) 陳旧麻薬の廃棄（法第29条）

古くなったり、変質等により使用しない麻薬、誤調剤により使えなくなった麻薬を廃棄しようとするときは、あらかじめ「麻薬廃棄届」を知事に届け出た後でなければ麻薬等を廃棄することはできません。廃棄は県の麻薬担当職員の指示に従ってください。

(2) 麻薬処方せんにより調剤された麻薬の廃棄（法第35条第2項）

麻薬処方せんにより交付された麻薬を、患者の死亡等により家族等から譲り受けた（返却）場合は、麻薬小売業者（薬局開設者）自ら、もしくは管理薬剤師が、他の薬剤師又は職員の立会いの下に廃棄してください。

廃棄は、焼却、放流、酸・アルカリによる分解、希釀、他の薬剤との混合等、麻薬の回収が困難で適切な方法により行ってください。廃棄したときは、麻薬帳簿又は廃棄用の補助簿に記録してください。

また、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」により知事に届け出してください。

なお、30日以内であれば、その間の複数の廃棄をまとめて1つの届出書で提出しても差し支えありません。

2 廃棄届出書の記載方法等

(1) 「麻薬廃棄届」・「調剤済麻薬廃棄届」共通事項

ア 麻薬小売業者の場合は、麻薬小売業者（薬局開設者）が届け出してください。届出者が死亡又は法人の解散の場合は、相続人、清算人等が届け出してください。

イ 「品名」の欄には、局方品にあっては局方名等を、それ以外の場合は、一般名又は商品名を記し、同一名で麻薬の含有量（濃度）の異なる場合は濃度を付記してください。

自家製剤の品名には、本質を示す適切な名称を用い、同名称により含有する麻薬の名称・含有量が明らかとなる場合を除き、含有する麻薬の名称及び分量を（ ）書きで付記してください。

ウ 「廃棄の方法」欄については、焼却、放流（錠剤なら「粉碎後放流」）、酸又はアルカリによる分解、希釀、他の薬剤との混合等と具体的に記載してください。

エ 「提出年月日」欄には、保健所に提出する年月日を記入してください。

オ 「届出者の住所」欄には、薬局開設者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）を記載してください。

カ 「届出者の氏名」欄には、氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）を記載し、公印又は公印に準ずるもの（麻薬専用印等）を押印してください。

キ 作成にあたっては、インク（万年筆等）、ボールペン等の字が容易に消えないものを使用して明瞭に記載してください。ゴム印による記入でも差し支えありません。

ク 修正には、修正液等を使うことなく、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を記載し、訂正の責任を明確にするため訂正印又は欄外捨印（削○字、加○字）により行ってください。

(2) 「麻薬廃棄届」（事前の届出）の留意事項

ア 調剤前の麻薬を廃棄するときは、当該麻薬業務所を管轄する保健所の麻薬担当職員と、廃棄の日時及び廃棄の場所（原則として当該麻薬業務所）をあらかじめ調整してください。

イ 「廃棄の年月日」の欄は、廃棄時に記入しますので、空欄のまま提出してください。

ウ 「廃棄の場所」の欄は、アで調整した廃棄予定場所を記載してください。

エ 麻薬管理帳簿には、実際に廃棄する際に、廃棄日、廃棄する麻薬の品名及び数量、備考欄に「麻薬廃棄届」の提出年月日を記載してください。

オ 実際の麻薬の廃棄については、保健所担当職員の立会いの下に廃棄し、麻薬管理帳簿には立会人が立会の日付、所属（又は職名）及び記名押印又は署名をします。

(3) 「調剤済麻薬廃棄届」（事後の届出）の留意事項

ア 麻薬小売業者（薬局開設者）又は管理薬剤師が調剤後の麻薬を廃棄するときは、廃棄の際に当該業務所の他の薬剤師又は関係職員の立会いの下に廃棄してください。

イ 麻薬管理帳簿には、廃棄した麻薬の品名及び数量、廃棄年月日、備考欄に「調剤済麻薬廃棄届」の提出年月日を記入し、立会人から職名及び記名押印又は署名を受けてください。

ウ 調剤等により他剤と混合した麻薬の場合は、品名及び数量欄は、次の例のように具体的に記載してください。

(例)

廃棄した 麻薬	品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名
	塩酸モルヒネ 末（10%散）	1 g 廃棄 (塩散モルヒネとして 100mg)	平成〇年〇月〇日	山形太郎

エ 廃棄後 30 日以内に、別紙様式「調剤済麻薬廃棄届」により知事あてに当該麻薬業務所を管轄する保健所へ届け出してください。

※ 30 日以内であれば、その間の複数の廃棄をまとめて 1 つの届出書として提出できますので、調剤済麻薬の廃棄が多数回ある施設は、麻薬管理帳簿の他に補助簿として、麻薬廃棄簿を作成しておくと、届出時に便利です。

4 提出先と提出部数

業務所を管轄する保健所に 1 部提出してください。